

第6項様式④

中小企業信用保険法第2条第6項
の規定による認定申請書

令和 年 月 日

泉大津市長 南出 賢一 殿

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

私は、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等
(イ) 最近1か月間の売上高等
減少率 _____ % (実績)

$$\frac{C - A}{C} \times 100$$

A : 信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円

B : 令和元年10月から12月の売上高等 _____ 円

C : 令和元年10月から12月の平均売上高等 _____ 円

$$\frac{B}{3}$$

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み
減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{B - (A + D)}{B} \times 100$$

D : Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由 _____

(留意事項)

- ① 本様式は、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

第 号

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日

泉大津市長 南出 賢一

第6項様式④

中小企業信用保険法第2条第6項
の規定による認定申請書

令和 年 月 日

泉大津市長 南出 賢一 殿

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

私は、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 (1) 売上高等
(イ) 最近1か月間の売上高等 _____ 減少率 _____ % (実績)

$$\frac{C - A}{C} \times 100$$

A : 信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等 _____ 円

B : 令和元年10月から12月の売上高等 _____ 円

C : 令和元年10月から12月の平均売上高等 _____ 円

$$\frac{B}{3}$$

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み _____ 減少率 _____ % (実績見込み)

$$\frac{B - (A + D)}{B} \times 100$$

D : Aの期間後2か月間の見込み売上高等 _____ 円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(留意事項)

- ① 本様式は、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある場合に使用します。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。

新型コロナウイルス感染症に対する信用保証制度の認定に係る売上高等の算出根拠

令和 年 月 日

(単位： 円)

原則として最近1か月の売上実績と その後2か月を含む3か月間の売上高見込み等			令和元年10月～12月の売上実績		
年 月	(原則実績値) 円	A	令和元年 10月	(実績値) 円	B
月	(実績値または見込額) 円	D	令和元年 11月	(実績値) 円	
月	(実績値または見込額) 円		令和元年 12月	(実績値) 円	

最近1か月の 売上実績 (A)	円	A	合計 (B)	円	B
合計 (A+D)	円	A+D	平均 (B)/3	円	C

上記のとおり相違ありません。

住 所 _____

氏名 (名称及び代表者氏名)

_____ 印